

契約等の手続きにおける押印等の省略について

契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることと
していますので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』（代表取締役等）の氏名(フルネーム)及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』の氏名(フルネーム)及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 記載のない書類は無効となります。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場
合がございますので、ご了承願います。

3 その他

ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

岩手県警察本部警務部会計課調度係

電話：019-653-0110